

# 原産地を全面に出した商品の例



出典：各社ホームページより転載

2008年12月11日 第39回食品の表示に関する共同会議資料 社団法人全国清涼飲料工業会 技術部

# 果汁の主な輸入相手国 (2006年実績)

社団法人日本果汁協会調べ

オレンジ	ブラジル	オーストラリア	アメリカ	イタリア	メキシコ
グレープフルーツ	イスラエル	アメリカ	イタリア	南アフリカ	オーストラリア
レモン	イタリア	イスラエル	アルゼンチン	ブラジル	アメリカ
りんご	中国	オーストリア	チリ	ブラジル	オーストラリア
ぶどう	アメリカ	アルゼンチン	南アフリカ	チリ	イタリア
パインアップル	タイ	フィリピン	コスタリカ	オランダ	アメリカ

- ◆トレーサビリティが確保可能な原料を選択して使用している
- ◆端境期、不作、天災等による急な産地変更もしばしばある
- ◆味、風味、価格を年間均一にする為、各産地のブレンド比率を原料ロット毎に調整する
- 世界で流通している果汁の中にはブレンドされ原産地が特定出来ないものもある

# 原料原産地表示（商品）

## 検討項目(2)複数の原産国を混合、切り替えて使用する場合の義務表示のあり方

- ・国名まで表示を求めず「外国産（輸入）」との表示
  - 国産・外国産の使い分けで、その都度表示を変えなければならない場合があり、その場合はこの表示でも極めて困難である
  - 消費者に取って知りたい情報と合致しているのか？
- ・使用する可能性のある国を全て表示
  - ①表示面積上困難である
  - ②多い順から記載の現行ルールでは、その都度表示を変えなければならない
  - ③国産を記載すると「優良誤認」のおそれがある
- ・原産地が特定出来ない旨の表示
  - 消費者にいらざる不安を与えるおそれがある

基本的には第35回食品表示に関する共同資料にあるように、「複数の原産国の原料を混合、切り替えて使用する目的は、通年で一定価格・一定品質の商品を提供することであり、原材料の種類が多い食品については頻繁に産地が切り替わることから、これらを事前に容器包装に印刷しておくことは難しい」

# 原料原産地表示（中間加工品）

## 検討項目(3)(輸入)中間加工品の義務表示のあり方

- ・原料原産地でなく中間加工品の製造国を「〇〇国製造」と表示  
→消費者にとって知りたい情報と合致しているのか？
  
- ・原産地が特定出来ない中間加工品については原産地が不明である旨の表示  
→消費者にいらざる不安を与えるおそれがある

# 食の安全と原料原産国の義務表示 は関連するものではない

- ◆「製品の安全」は製造者自身が確認し「責任と自信」を持ってお客様へお届けします
- ◆「安全」はトレードオフしない!

清涼飲料業界は原料原産地  
情報等を知りたい消費者へは  
ホームページやお客様相談室等  
でお答えできる体制を整えてま  
いります